

改正

平成8年3月29日条例第16号

八尾市緑化条例

(目的)

第1条 この条例は、八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年八尾市条例第16号）第12条及び第14条の規定に基づき、本市の良好な自然環境の保全と緑化の推進を図ることを目的とする。

(市長の責務)

第2条 市長は、みどりの環境を守り、つくり、育てるため、基本的かつ総合的な施策を策定し、緑化の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、みどりの環境を確保するよう努めるとともに、市長が実施する緑化施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、みどりの環境を確保するため、必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する緑化施策に協力しなければならない。

(保全樹木等の指定)

第5条 市長は、地域の良好な美観風致を維持するため、保全の必要があると認める樹木又は樹林を、保全樹木及び保全樹林（以下「保全樹木等」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の指定をするときは、あらかじめ当該保全樹木等の所有者の同意を得なければならない。

3 第1項の指定は、その旨を告示するとともに、当該保全樹木等の所有者に通知することによって行う。

(標識の設置等)

第6条 市長は、保全樹木等を指定したときは、当該保全樹木等の所在する土地にこれを表示する標識を設置するものとする。

2 保全樹木等の所在する土地、保全樹木等の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を移転、除去、汚損又は損壊してはならない。

(所有者の義務)

第7条 保全樹木等の所有者は、保全樹木等の枯損の防止その他その保護に努めなければならない。

- 2 保全樹木等を譲渡しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 3 保全樹木等が滅失又はき損したときは、当該保全樹木等の所有者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保全樹木等に係る行為の制限)

第8条 何人も保全樹木等の損傷又は現状の変更その他その保全に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、次に掲げる行為は、この限りでない。

- (1) 枯損枝、危険枝の切除又は整姿せん定等通常管理行為
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (3) 市長の許可を得て行う行為
- 2 市長は、前項第3号の許可について、必要な条件を付することができる。
 - 3 第1項第2号及び第3号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保全樹木等の指定の解除)

第9条 市長は、保全樹木等が滅失し、若しくは枯死し、又は公益上その他特別の理由があると認められるときは、保全樹木等の指定を解除することができる。

- 2 第5条第3項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(勧告及び命令)

第10条 市長は、次の各号の1に該当する者に対し、当該行為の停止若しくは原状回復又は原状回復が著しく困難な場合はこれに代わる措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

- (1) 第6条第3項に違反して標識を移転、除去、汚損、損壊し、又はしようとする者
- (2) 第8条第1項に違反して、保全樹木等の損傷又は現状の変更その他その保全に影響を及ぼす行為をし、又はしようとする者

(公共施設の緑化)

第11条 市長は、市が設置又は管理する公園、道路、河川、学校、児童福祉施設その他の公共施設について、植樹を行う等その緑化を推進しなければならない。

- 2 市長は、国及び他の公共団体が設置又は管理する施設について、緑化を推進するよう要請することができる。

(市民の所有地の緑化)

第12条 市民は、その所有又は占有する土地に、樹木又は花を植栽する等自ら緑化に努めなければ

ならない。

(事業所等の緑化)

第13条 事業者は、事業所その他の施設内に緑地を確保し、樹木を植栽する等緑化に努めなければならない。

(建築等における緑化)

第14条 建築物の建築又は開発をしようとする者は、緑化についてあらかじめ市長と協議しなければならない。

(緑化推進地区)

第15条 市長は、地域の緑化を推進するため、一定区域を緑化推進地区に定め、地域住民とともに樹木の保全及び植栽に努めるものとする。

(緑化協定)

第16条 土地及び建築物の所有者、地上権者及び賃借権者（以下「土地所有者等」という。）は、一定区域の緑化を推進するため、当該区域内の土地所有者等の合意により、樹木の植栽又は保全等に関する協定（以下「緑化協定」という。）を締結することができる。

2 前項の緑化協定を締結した者は、市長に届け出なければならない。

(助成等)

第17条 市長は、みどりの環境を保全し、緑化を推進するため、次の各号に掲げるものに対し、必要な助成を行うことができる。

- (1) 保全樹木等の管理
- (2) 市民の所有地の緑化
- (3) 事業所の緑化
- (4) 緑化推進地区
- (5) 緑化協定
- (6) その他市長が特に必要と認めたもの

2 市長は、前項の助成のほか、みどりの環境の保全及び緑化の推進に関し、必要な助言及び指導をすることができる。

(生産者等への協力要請)

第18条 市長は、樹木の確保等緑化施策の推進を図るため、市内の樹木の生産者等に対し協力を要請することができる。

(山林の保全)

第19条 市長は、山地の緑化を推進するために必要な措置を講ずるとともに山林の保全に努めなければならない。

2 山林を開発しようとする者は、あらかじめ市長と協議し、樹木の保全及び開発後の緑化に努めなければならない。

(立入調査)

第20条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員をして関係の場所に立ち入り、状況を調査させることができる。

2 前項の場合において当該職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和60年規則第54号で昭和60年9月25日から施行)

附 則 (平成8年3月29日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。